

(2020年4月23日配信)

新型コロナウイルスに関する注意喚起(第27報) :
当地における感染状況等(4月23日現在)

- 本日現在の当地(DC, MD, VA)における新型コロナウイルスの感染状況をお知らせします。
- 連邦、各州政府の主な措置等についてお知らせします。

1. 本日(4月23日)18時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

(1) ワシントンDC : 3,361名(死亡139名)

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

(2) メリーランド州 : 15,737名(死亡680名)

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

(3) バージニア州 : 10,998名(死亡372名)

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4

2. 連邦、各州政府の措置等

(1) 連邦政府

4月22日、トランプ大統領は、新型コロナウイルスによる米国内の失業率上昇や雇用需要の縮小等に鑑み、米国移民法に基つき、有効な査証等を持たない移民の入国を4月23日23時59分(米東部時間)から停止・制限する布告を発表しました。

(主な内容)

●入国停止・制限の適用対象 布告発効日に米国外にいる外国人であって、発効日に有効な移民ビザ(注:非移民ビザは対象外)および他の米国入国許可に関する書類(布告発行日に有効な書類、または布告発行日以降に発行される書類)を持たない者。【布告Sec. 2. (a)】

●適用対象外 永住資格(グリーンカード)保有者、米国市民の配偶者・21歳未満の子ほか9項目。【Sec. 2. (b)】

●措置の期間 4月23日23時59分(米東部時間)から60日間。必要に応じ延長される。【Sec. 4. および Sec. 5.】

●追加措置 布告発効日から30日以内に、労働長官および国土安全保障長官は、国務長官と協議の上、非移民プログラムを見直し、米国経済の活性化、米国人労働者の雇用確保等のために適切な措置を大統領に進言する。【Sec. 6.】

※本件措置の影響を受ける可能性がある方は必ず原文に依拠し詳細を確認してください。

◎詳しくはこちら(大統領布告原文)

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspending-entry-immigrants-present-risk-u-s-labor-market-economic-recovery-following-covid-19-outbreak/>

(2) ワシントンDC

4月22日、ボウザーDC市長が記者会見を行ったところ、主な内容は以下のとおりです。

・4月23日、UDC-CC Bertie Backus Campusに新たな検査場を開設する。同検査場は、火曜日・木曜日にオープンされ、ウォーク・スルー及びドライブスルーが可能。検査には予約が必要なため、事前にホットライン

(1-855-363-0333)に電話されたい(会見資料6枚目)。

- ・DC保健当局は、検査基準・優先グループを拡大し、コロナウイルスに感染した経歴を持ち、かつ、リスクが高いグループに属している無症状の一部の個人に検査の優先順位を付けることを許可する(7枚目)。
- ・4月24日から、通常の失業保険に当てはまらない労働者(フリーランス、ギグワーカー、自営業者等)は、CARES法によって設立されたパンデミック失業援助(PUA)に申請開始できる(11枚目)。

◎会見資料

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/COVID19-Situational-Update-Presentation_042220.pdf

(3) バージニア州

4月23日、州政府は以下の発表を行いました。

- ・待機的手術(緊急でない手術)を禁止する公衆衛生緊急命令を5月1日まで1週間延長
- ・車両管理局(DMV)の閉鎖を5月11日まで2週間延長
- ・自動車免許等の有効期限を7月31日まで延長
- ・バージニア州警察は、7月31日まで自動車検査の執行停止を継続

◎詳細はこちら

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2020/april/headline-856308-en.html>

(注)連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

(注)上記のほかにも、連邦・州・地方政府(郡、市など)レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

3. 航空会社の運航状況

(1) ワシントンDC-東京便については、以下のとおり運休が発表されています。

- ・全日本空輸:運休(~5/31)

※4月22日に、5月31日までの運休の延長が発表されました。

- ・ユナイテッド航空:運休(当面の間)

(2) その他、各社とも大幅に運航を減らしています。各社の運航状況は以下のサイトをご参照ください。

◎全日本空輸(ANA)

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#4>

◎日本航空(JAL)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/>

◎ユナイテッド航空

<https://hub.united.com/united-covid19-japanflights-2645445173.html>

◎アメリカン航空

<http://news.aa.com/news/default.aspx>

◎デルタ航空

<https://news.delta.com/coronavirus-update-changes-our-flying-schedule>

4. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP(新型コロナウイルス関連情報)

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

5. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20200402importantmessagecoronavirus.pdf>

6. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html